

足立区低公害車買換え支援事業利子補給金等交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区内の中小規模事業者（個人事業者を含む。以下同じ。）に対して、予算の範囲内で指定低公害車及び低燃費車（九都県市低公害車指定指針（平成8年3月29日実施決定）第2条第2項に規定する指定低公害車をいう。以下「低公害車」という。）への買換えに係る利子補給金及び信用保証料補助金（以下「利子補給金等」という。）を支給することにより、低公害車の普及を促進し、脱炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 都要綱 東京都環境保全資金融資あっせん要綱（令和6年2月9日付5環改車第608号）をいう。
- (2) 中小規模事業者 都要綱第2条第2項に規定する中小企業者をいう。
- (3) 車両の購入 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条に基づく新規登録の申請を伴う自動車の購入をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 この要綱に基づく利子補給金等（以下「本利子補給金等」という。）の交付を受けることのできる者は、現に事業を営んでいる中小規模事業者で、主たる事業所又は店舗が区内にある者のうち、次の要件の全てを満たしたものでなければならない。ただし、区長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 都要綱に規定する融資あっせん制度を利用して新規の低公害車を購入し、かつ、都の利子補給金等の交付決定を受けている者であること。
- (2) 使用の本拠が足立区内であること。

(利子補給の内容等)

第4条 この要綱に基づいて交付する利子補給金（以下「本利子補給金」という。）の額は、低公害車の購入に係る、実際の利子と都の利子補給金との差額とする。

2 本利子補給金の総額は、予算に定める額を限度とする。

(信用保証料補助の内容等)

第5条 この要綱に基づいて交付する信用保証料補助金（以下「本信用保証料補助金」という。）の額は、低公害車の購入に係る、実際の信用保証料と都の信用保証料補助金との差額とする。

2 本信用保証料補助金の総額は、予算に定める額を限度とする。

(利子補給金等の交付申請)

第6条 本利子補給金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、低公害車買換え支援事業利子補給金等交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 東京都環境保全資金融資あっせん決定通知書の写し

(2) 東京都環境保全資金利子補給金等交付決定書の写し

(3) 購入した低公害車の自動車検査証記録事項の写し

(4) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定による本利子補給金等の交付申請の受付については、区長が定める期間に行うものとする。

3 前項の受付は、先着順とし、区の予算額に達したときをもって、交付申請の受付を終了するものとする。

4 前項の受付終了日に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算の額に達するときは、当該交付申請を行った者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

(利子補給金等交付申請額変更の申請)

第7条 本利子補給金等の交付決定を受けた申請者は、交付申請額の変更をしようとするときは、低公害車買換え支援事業利子補給金等交付変更申請書（第2号様式）を区長に提出し、承認を受けるものとする。

(交付申請額変更の承認)

第8条 区長は前条の申請があったときは、速やかに当該申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、利子補給金等交付申請額の変更を承認するものとする。

2 区長は、前項の承認をしたときは、低公害車買換え支援事業利子補給金等交付変更承認通知書（第3号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(利子補給金等の交付決定及び不交付決定)

第9条 区長は、第6条の規定による本利子補給金等の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、都の利子補給金等の確定内容を確認した後、本利子補給金等の交付を決定するものとする。ただし、前条の規定により利子補給金等交付申請額の変更が承認されたものについては、変更後の内容で審査及び交付決定の手続を行うものとする。

2 区長は、本利子補給金等の交付を決定したときは、速やかに低公害車買換え支援事業利子補給金等交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定による審査において、第3条に規定する要件のうち、いずれかの要件を備えていないと認めたとき又は予算の範囲を超えるときは、当該申請の不交付を決定し、低公害車買換え支援事業利子補給金等不交付決定通知書（第5号様式）により当該申請者に通知する。

4 第1項の規定による交付決定を受けた者（以下「本補助金交付決定者」という。）は、低公害車買換え支援事業利子補給金等交付請求書兼口座振替依頼書（第6号様式）を区長に提出するものとする。

(利子補給金等の交付)

第10条 区長は、前条第4項の規定により低公害車買換え支援事業利子補給金等交付請求書兼口座振替依頼書の提出を受けた場合は、速やかに本利子補給金等を交付するものとする。

(利子補給金等の交付決定の取消し)

第11条 区長は、第9条の規定により本補助金交付決定者が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、本利子補給金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をし、又は事実を隠したとき。
- (2) 本補助金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。
- (3) その他、この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに低公害車買換え支援事業利子補給金等交付決定取消通知書（第7号様式）により当該申請者に通知する。

(利子補給金等の返還)

第12条 本補助金交付決定者は、区長が前条の規定により、本利子補給金等の交付決定を取り消した場合において、既に本利子補給金等が交付されているときは、区長の定める期間内に、当該利子補給金等を返還しなければならない。

(氏名等の変更)

第13条 本補助金交付決定者は、氏名、住所等の変更があったときは、氏名等変更届出書（第8号様式）にて、区長に届け出るものとする。

(承継)

第14条 本補助金交付決定者の地位は承継できるものとし、承継した者は、承継届出書（第9号様式）にて、区長に届け出るものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）による。

付 則（3足環政発第4627号 令和4年3月30日区長決定）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（6足環政発第5385号 令和7年3月31日 区長決定）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則（7足環政収第3307号 令和7年10月17日 区長決定）

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の足立区低公害車買換え支援事業利子補給金等交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものに、所要の修正を加え、なお使用することができる。

申請者

所在地	〒 ー
ふりがな	
事業者名及び 代表者の職・氏名	
電話番号 (昼間の連絡先	ー ー ー ー)

低公害車買換え支援事業利子補給金等の交付を下記のとおり申請します。

本利子補給金等申請にあたっては、足立区低公害車買換え支援事業利子補給金等交付要綱の規定を遵守します。また、東京都の環境保全資金融資あっせん制度で交付決定がなされた利子補給金等について、足立区の利子補給金等の交付決定に必要な範囲で、東京都へ照会がなされることに同意します。

記

1 融資額及び購入額の合計

融資額	円	購入額合計	円
-----	---	-------	---

2 購入車両内訳 (いずれかの□に✓をしてください。)

購入車両	使用の本拠地
メーカー・車名 車両番号	☐ 申請者の住所と同じ ☐ その他 ()
メーカー・車名 車両番号	☐ 申請者の住所と同じ ☐ その他 ()
メーカー・車名 車両番号	☐ 申請者の住所と同じ ☐ その他 ()

3 交付申請額

利 子 補 給 金	利子と東京都利子補給金との差額相当額
信用保証料補助金	信用保証料と東京都信用保証料補助金との差額相当額

4 申請書提出者（申請者と異なる場合は記入）

事業者名称：
担当者氏名： 電話番号：

本申請の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。

申請者名

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

（提出先）

足 立 区 長

（〒 ー ）

住 所 _____

申請者名 _____

電話番号 _____

低公害車買換え支援事業利子補給金等交付変更申請書

足立区低公害車買換え支援事業利子補給金等交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

添付書類

1 変更内容が分かる資料

足 収第 号
年 月 日

様

足立区長

低公害車買換え支援事業利子補給金等交付変更承認通知書

先に申請のあった低公害車買換え支援事業利子補給金等交付の変更について、足立区低公害車買換え支援事業利子補給金等交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更を承認したので通知します。

記

1 変更内容

2 変更理由

No. _____

足 収第 号
年 月 日

様

足立区長

低公害車買換え支援事業利子補給金等交付決定通知書

先に申請のあった低公害車買換え支援事業利子補給金等について、足立区低公害車買換え支援事業利子補給金等交付要綱第 9 条第 1 項に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 利子補給金等交付決定額

利 子 補 給 金			
年度	利子(円) (参考)	東京都利子補給金交付決定額(円) (参考)	交付決定額 (円) (利子と東京都利子補給金との差額)

信 用 保 証 料 補 助 金			
年度	信用保証料 (円) (参考)	東京都信用保証料補助金交付決定額 (参考) (円)	交付決定額 (円) (信用保証料と東京都信用保証料補助金との差額)

No. _____

足 収第 号
年 月 日

様

足立区長

低公害車買換え支援事業利子補給金等不交付決定通知書

先に申請のあった低公害車買換え支援事業利子補給金等について、足立区低公害車買換え支援事業利子補給金等交付要綱第9条第3項に基づき、下記の理由により不交付を決定したので通知します。

記

1 対象車両

メーカー名：_____

車 名：_____

車 両 番 号：_____

2 理 由

No. _____

足立区低公害車買換え支援事業利子補給金等交付要綱に基づき、下記のとおり利子補給金等の交付を請求します。

請求金額 ￥ _____

住所

代表者の職・氏名

電話番号

上記請求金額を、下記の口座へお振り込みください。

振込 指定 口座	銀行・信用組合 信用金庫・農協 本店 支店 出張所									
	預金種目	普通	口座番号							
	フリガナ									
	口座名義人									

No.

申請者名

足 発第 号
年 月 日

様

足立区長

低公害車買換え支援事業利子補給金等交付決定取消通知書

足環政収第 号、 年 月 日付で通知した低公害車買換え支援事業利子補給金等交付決定について、足立区低公害車買換え支援事業利子補給金等交付要綱第11条第1項に基づき、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、通知します。

記

1 利子補給金等交付決定取消金額

利子補給金 ¥ _____

信用保証料 ¥ _____

2 理 由

No. _____

年 月 日

（提出先）
足 立 区 長

（〒 ー ）
住 所 _____
届出者名 _____
電話番号 _____

氏名等変更届出書

足立区低公害車買換え支援事業利子補給金等交付要綱第 1 3 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更の内容（該当するものを○で囲んでください。）

氏名 ・ 住所

（1）変更前の内容

（2）変更後の内容

2 変更年月日

年 月 日

3 変更の理由

添付書類

1 変更内容が分かる資料

第9号様式（第14条関係）

年 月 日

（提出先）

足 立 区 長

（〒 ー ）

住 所 _____

届出者名 _____

電話番号 _____

承継届出書

足立区低公害車買換え支援事業利子補給金等交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 承継の内容

（1）被承継人の氏名・住所

氏名：

住所：

（2）承継人の氏名・住所

氏名：

住所：

2 承継年月日

年 月 日

3 承継の原因

添付書類

1 承継の事実が分かる資料